（定款の変更の認可の申請）

第四条　推進機関は、法第二十八条の十八第二項の規定による定款の変更の認可を受けようとするときは、様式第三の定款変更認可申請書に当該定款の変更を決議した総会の議事録又はその謄本を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　推進機関は、法第二十八条の十八第二項の規定による定款の変更の認可を受けたときは、当該変更後の定款を経済産業大臣に提出しなければならない。

（役員の選任の認可の申請）

第五条　推進機関は、法第二十八条の二十三第二項の規定による役員の選任の認可を受けようとするときは、様式第四の役員選任認可申請書に役員として選任しようとする者が法第二十八条の二十一各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類及び当該者の選任を決議した総会の議事録又はその謄本を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（役員の解任の認可の申請）

第六条　推進機関は、法第二十八条の二十三第二項の規定による役員の解任の認可を受けようとするときは、様式第五の役員解任認可申請書に解任しようとする役員の解任を決議した総会の議事録又はその謄本を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（役員の兼職の承認の申請）

第七条　役員は、法第二十八条の二十四ただし書の規定による兼職の承認を受けようとするときは、様式第六の役員兼職承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（評議員の任命の認可の申請）

第八条　推進機関の理事長は、法第二十八条の二十七第三項の規定による評議員の任命の認可を受けようとするときは、様式第七の評議員任命認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（業務規程の記載事項）

第九条　法第二十八条の四十一第一項の経済産業省令で定める事項は、業務及びその執行に関する事項とする。

（業務規程の変更の認可の申請）

第十条　推進機関は、法第二十八条の四十一第三項の規定による業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第八の業務規程変更認可申請書に当該業務規程の変更を決議した総会の議事録又はその謄本を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　推進機関は、法第二十八条の四十一第三項の規定による業務規程の変更の認可を受けたときは、当該変更後の業務規程を経済産業大臣に提出しなければならない。

（経済産業大臣への報告）

第十一条　推進機関は、法第二十八条の四十四第二項の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第九の指示内容等報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　指示を受けた会員の氏名又は名称

二　指示の内容

三　指示をした年月日及び時刻

四　指示をした理由

2　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか、推進機関に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3　推進機関は、法第二十八条の四十四第三項の規定による報告をしようとするときは、様式第十の指示結果報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

4　第二項の規定は、前項の報告に準用する。

（立入検査の結果の報告）

第十二条　推進機関は、法第百七条第十一項の規定による報告をしようとするときは、様式第十一の立入検査結果報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第十三条　法第百七条第十二項の証明書は、様式第十二によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（送配電等業務支援機関に関する省令の廃止）

第二条　送配電等業務支援機関に関する省令（平成十五年経済産業省令第百五十五号）は、廃止する。

様式第1（第1条関係）

広域的運営推進機関加入届出書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

住　所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

電気事業法第28条の11第4項の規定に基づき、広域的運営推進機関に加入したので、下記のとおり届け出ます。

記

1　加入年月日

2　営んでいる電気事業の種別

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第2（第3条関係）

広域的運営推進機関設立認可申請書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

住　所
発起人の代表者の氏名（名称及び代表者の氏名）　印

電気事業法第28条の14第1項の規定に基づき、広域的運営推進機関の設立の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　広域的運営推進機関を設立しようとする時期

2　名称

3　事務所の所在地

4　役員の氏名及び住所並びに会員の商号

5　設立の認可を申請するまでの経過の概要

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第3（第4条関係）

定款変更認可申請書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

広域的運営推進機関
理事長　　印
住　所

電気事業法第28条の18第2項の規定に基づき、定款の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。